

あおもり公民連携事業研究会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 青森県内の地方公共団体における公共施設等の整備・維持管理・運営等に関し、地域の産官学金の連携の強化並びに地方公共団体及び民間事業者の専門的な技術や知識の取得を図り、PPP/PFI事業（以下「公民連携事業」という。）の導入を促進することにより、効率的、効果的かつ良好な公共サービスを提供し、もって地域経済の成長に寄与することを目的として、あおもり公民連携事業研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、青森県内の産官学金の団体等をもって組織する。

2 研究会への参加を希望する者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができる。

(取組み)

第3条 研究会は、第1条の目的を達成するために、次の取組みを行う。

- (1) 青森県における公民連携事業の案件の掘り起こし及び案件形成・推進のための意見交換。
- (2) セミナー・研修の開催等を通じた公民連携事業に関する情報及びノウハウの共有。
- (3) その他、青森県における公民連携事業の導入促進のために必要な取組み。

(事務局)

第4条 研究会の事務局は、青森県財務部財産管理課及びむつ市都市整備部住宅政策課に置く。

2 事務局は、研究会の運営に関する企画、立案を行う。

(構成員)

第5条 構成員は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 構成員は、研究会の円滑な運営を行うため、事務局との協議・調整のほか、参加団体の構成企業等に対してセミナー、研修等に関する情報提供等を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、構成員に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年１０月１８日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年３月１２日から施行する。

別表（第５条関係）

分類	構成員 名称	備考
官	青森県、むつ市	事務局
	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、つがる市、平川市、蓬田村、外ヶ浜町、鯹ヶ沢町、大鰐町、中泊町、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、三戸町、階上町、新郷村	
産	一般社団法人 青森県建設業協会	
	一般社団法人青森県測量設計コンサルタント協会	
	一般社団法人 青森県ビルメンテナンス協会	
	一般社団法人 青森県空調衛生工事業協会	
	青森県電気工事業工業組合	
金	株式会社 青森銀行	
	株式会社 みちのく銀行	
	青い森信用金庫	
	東奥信用金庫	